

花巻市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年7月15日

花巻市監査委員 阿部 一 男
同 萬 久 也

記

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり課（地域支援室、地区社会体育館含む）、定住推進課

財務部

財政課、契約管財課、市民税課、資産税課、収納課

生涯学習部

生涯学習課（生涯学園都市会館、高村光太郎記念館、国際交流室含む）、新花巻図書館計画室

2 監査の実施日

令和3年7月7日～7月8日

3 監査の内容

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の方法

花巻市監査基準及び令和3年度花巻市監査計画に基づき、あらかじめ所定の調書及び関係書類の提出を求めたうえで、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正でかつ効率的に行われているかに着眼し、通常実施すべき監査手続きにより、その内容を調査照合するとともに、必要に応じてその都度関係職員から説明を聴取して確認を行った。

5 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

【意見・要望】

出勤簿の取り扱いについて、「人事関係事務の手引き(令和2年3月31日最終更新)」によると、毎月5日までに記録の整理を行い勤務記録を給与・庶務システムに記録すること、人事課への出勤簿の提出は不要であることの記載があるが、昨年度からの監査において出勤簿と給与・庶務システムが突合していない事例や出勤簿取扱主任の検印漏れが多数見受けられた。

職員の出勤状況の確認の視点から、事務を適正に処理する仕組みを構築されたい。